



ビューローベリタス名古屋 2 事務所（名古屋、名古屋駅前）をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

–INDEX–

【トピックス】

- ◆ 2024 年 4 月施行予定法改正トピックス
 - ・ [建築基準法施行規則の改正について](#)
 - ・ [2024 年 4 月から大規模な非住宅建築物の省エネ基準の引き上げ](#)
 - ・ [BELS 表示について](#)
- ◆ [年度末の建築確認検査および省エネ適合性判定について](#)
- ◆ [建築知識のボン太くと学ぶ 用途別・建築法規 vol.52 | 病院・診療所 | 診療所のバリアフリーを理解するボン！](#)

【最新情報（法令・地域条例）】

＜地域条例等＞

- ◆ 中部以外の地域について

▼名古屋 2 事務所からヒトコト

- ◆ 営業 吉田

【インフォメーション】

- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

【採用情報】

- ◆ [省エネ適合性判定員を募集しています（業務委託）](#)

【メールマガジン登録受付中】

登録はこちら→ <https://www.bvjc.com/contact/magazine.html>

最新情報（法令・地域条例）

中部以外の地域について

●茨城県結城市/下館・結城都市計画区域区分の変更他 4 件について

令和 6 年 2 月 22 日付けで告示が出されました。

【市町村名】結城市

【都決内容】

- ①下館・結城都市計画区域区分の変更
- ②用途地域の変更
- ③下水道区域の変更
- ④土地区画整理事業の決定
- ⑤結城第一工業団地繁昌塚南地区地区計画の決定（※条例化なし）

・お問い合わせ先
茨城県建築指導課
TEL：029－301－4716

●茨城県茨城町/水戸・勝田都市計画用途地域の変更外 1 件について

茨城町における都市計画決定が以下の通り予定されています。

【市町村名】茨城町

【案件】

水戸・勝田都市計画用途地域の変更

地区計画の変更（茨城中央協業団地地区）

※告示は令和 6 年 3 月 21 日（木）を予定

※地区計画は条例化の予定なし

・お問い合わせ先
TEL：029－301－4716

●茨城県桜川市/下館・結城都市計画地区計画の決定外 1 件について

桜川市における都市計画決定が以下の通り予定されています。

【市町村名】桜川市

【案件】

①下館・結城都市計画紫尾第 1 地区計画の変更

②南飯田第 1 地区計画の変更

※告示は令和 6 年 4 月 1 日を予定しています。

※①、②ともに条例化の変更はなし。

・お問い合わせ先
茨城県土木部都市局建築指導課企画グループ
TEL：029－301－4716

●東京都世田谷区/世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部改正について

社会情勢の変化等による新たな課題へ対応するとともに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正と併せて規定の整備等を図るため、下記のとおり「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」（以下「住環境条例」という。）および「住環境条例施行規則」の一部改正を行われました。

1. 条例・規則名

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例および施行規則

2. 改正概要

以下の内容について、住環境整備条例および施行規則の一部を改正する。

詳細については新旧対照表・公布文参照のこと。

（1）駐車施設の見直し

①自動車のための駐車施設代替措置の追加

②自転車等のための駐車施設の多様化への対応

（2）環境空地にベンチ等設置を誘導

（3）その他

①保育所等設置協議の廃止

②防災倉庫等の設置促進

③ワンルームマンション建築物・長屋に関わる規定の見直し

④その他必要な規定の整備

3. 公布日

令和 6 年 3 月 5 日

4. 施行日

令和 6 年 6 月 1 日

(引用条項の改正に伴う規定の整備のみ令和 6 年 4 月 1 日)

・お問い合わせ先

世田谷区都市整備政策部建築調整課建築調整担当

TEL : 03-6432-7162

●東京都世田谷区/「世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則」の一部改正について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、本条例規則において、引用する条について改正が行われました。

1. 改正概要

(1) 第 5 条第 1 項第 27 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(2) 第 2 号様式第 1 面、第 2 号の 2 様式および第 2 号の 3 様式を改正。

2. 公布日

令和 6 年 3 月 5 日

3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

・お問い合わせ先

世田谷区都市整備政策部建築調整課建築調整担当

TEL : 03-6432-7162

●東京都世田谷区/世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

地区計画の都市計画決定等に伴い、下記のとおり「世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正を行なわれました。

1. 条例名

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

2. 改正概要

(1) 第 4 条第 8 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

(2) 条例別表第 1 の 1 の部の項に「東京都市計画補助 26 号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区整備計画区域」を加える。

(3) 別表第 2 東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画の部本町通り地区の項中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 7 号」に改め、条例別表第 2 の備考以外の部分に「東京都市計画補助 26 号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区整備計画区域」の制限内容を追加する。

3. 公布日

令和 6 年 3 月 5 日

4. 施行日

公布の日

ただし、下記に掲げる規定は、各々に定める日から施行する。

(1)第4条第8項の改正規定令和6年4月1日

(2)別表第2 東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画の部本町通り地区の項の改正規定令和6年6月1日

●[京都市/確認審査に伴う盛土規制法の適合性の確認について](#)

●[大阪市/大阪市建築基準法施行条例の公布・施行について](#)

●[神戸市/「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」等の一部改正について](#)

●[広島県/土砂災害防止法に関する基礎調査結果の公表について](#)

●[広島県/急傾斜地崩壊危険区域の指定について](#)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第三条第一項の規定によって次の土地の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されました。

福山市引野町六百二十六地区

・お問い合わせ先

広島県建築課構造審査グループ

TEL：082-513-4159

●[香川県/土砂災害警戒区域等の解除および指定について](#)

●[宮崎県/令和6年4月以降の土木事務所における建築窓口について（通知）](#)

●[沖縄県都市計画道路の変更について（通知）](#)

下記の都市計画の変更については、令和6年2月27日付け

沖縄県告示第51号、第52号、第53号、第54号および第55号にて変更されました。

1. 都市計画の種類および名称

都市計画の種類：中部広域都市計画道路

都市計画の名称：1・4・1号宜野湾道路

3・1・1号国道58号

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：1・4・3号宜野湾道路

3・2・1号国道58号

3・1・1号国道58号宜野湾バイパス

・お問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市計画・モノルール課企画班

TEL：098-866-2408

名古屋2事務所からヒトコト

余寒厳しき折ではありますが、いかがお過ごしでしょうか。寒いなかにも春の気配を感じる季節となりました。年度末となり一年でもっとも忙しい時期かと存じます。季節の変わり目、大事な時期ですのでどうぞお身体ご自愛ください。

営業 吉田

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、
現在は**年間 12,000 件***の検査を実施しております。* 2022 年 1 月～12 月の検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です

- ・第 12 条定期報告関連の入札を検討しているが対応できないため断念している
 - ・手に負えない規模や、遠方のため、断っている案件がある
 - ・外壁打診調査など自社で実施ができない物件がある
- などお困りではありませんか？

→詳しくは右記フライヤー

→お問い合わせはこちら

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

◆各種サービスフライヤー

検査済証の無い建築物の増改築や用途変更等をご検討のお客様へ

ガイドライン調査で既存建物を活用！

（建築基準法適合状況調査）→ 建築基準法に基づく事前確認でお客様の確認事項を解決します。

検査済証の無い建築物に対する増築または用途変更に伴う確認申請に先立ち、既存建物についての法適合状況を調査・報告します。

事前準備や特定行政庁との協議についてご相談を受け付けています。

～見積もり時の事前相談は 1 日です～

よくあるご質問	Q&A
どんな書類が必要？	特定行政庁との協議ポイント？
特定の場合、最低限必要な書類は以下となります。 ・図面（建築計画図・断面図・断面図） ・建築設備報告書 ・増改築計画書 ・用途変更報告書	これまでの建築経験に基づき参考として、図面、調査項目、増改、部位、箇所数をご提示します。

ビューローベリタスを利用するメリット

- ガイドライン調査から確認申請までワンストップで作業を行います
- 全国対応可能で、豊富な実績を有しています
- 特定行政庁との協議ポイントや、調査項目（部材・場所・部位・箇所数）をご紹介します

お問い合わせはこちら

ビューローベリタス ガイドライン調査 03-6402-5977

→ガイドライン調査について詳しくはこちら

既存建物の増改築・用途変更をご検討のお客様へ

既存建物違法性調査で、負担を軽減！

拡大する既存建物活用へのニーズに対応！

既存建物の適正な運用・活用に向けた調査のご依頼が増えてきています。
最新の調査は、高い専門性を持つビューローベリタスに安心してお任せください。

「やむを得ない正当性」を証明できない
「設計が不明確で、設計者との協議が困難な場合」
「設計が不明確で、設計者との協議が困難な場合」
「設計が不明確で、設計者との協議が困難な場合」

「実績豊富な第三者機関」ビューローベリタスがサポートします

- 設計者様の負担を大幅削減！
- 膨大なマンパワーの有効活用につながります
- 設計者様の負担を大幅削減！
- 膨大なマンパワーの有効活用につながります

設計者様の負担を大幅削減！

膨大なマンパワーの有効活用につながります

→違法性調査について詳しくはこちら

採用情報

省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）

省エネ適合性判定業務の体制強化を図るため、業務受託者を募集します。2025 年の大規模な建築物省エネ法改正および 2030 年にかけて省エネ基準の段階的な厳格化が予定されており、今後は省エネ適合性判定対象の用途・規模

が拡大し、判定対象物件数の急増が見込まれます。
資格を活かして働きたい審査未経験者も歓迎です。この機会に業務委託で活躍しませんか？

■業務内容

省エネ適合性判定業務の全部または一部を委託。

(建築・設備図等を元に作成された省エネ計画の中身を確認し、計算結果を判定)

■勤務地

リモートワーク（在宅やご自身のオフィスで審査）

■応募方法 下記ウェブサイトより応募ください。

URL:<https://www.bvjc.com/careers/jobs.html#job05>

■お問合せ先

電話：[03-5577-8382](tel:03-5577-8382) メール：bec.jp@bureauveritas.com

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2024 年 3 月 26 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

メールマガジン登録受付中

ビューローベリタスより、メールマガジンをお届けします。

定期発行メールマガジンのほか、セミナー情報その他についてご案内します。

【バックナンバー】

- ・ [2024 年 4 月から大規模な非住宅建築物の省エネ基準の引き上げ ほか（2024 年 2 月号）](#)
- ・ [建築基準法施行規則の改正について ほか（2024 年 1 月号）](#)
- ・ [年末年始の休業期間および 12 月の検査実施対応日について ほか（2023 年 12 月号）](#)

[→登録はこちら](#)

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部

名古屋事務所[\[MAIL\]](#)

電話:[052-238-6363](tel:052-238-6363)

FAX:052-238-6234

名古屋駅前事務所[\[MAIL\]](#)

電話:[052-589-8977](tel:052-589-8977)

FAX:052-583-8975

ウェブサイト:[Bureau Veritas Japan](#)[|建築確認](#)

(C)2024 Bureau Veritas Japan